第６章　史跡の管理・運営

第１節　史跡の管理・運営基本方針

(1) 基本的な考え方

玉東町域における史跡西南戦争遺跡は広域に及ぶ。これらの維持管理、運営については玉東町が主体となるが、行政各機関の連携のみならず、住民の協力が必要不可欠である。また、管理・運営におけるコスト面でも多額の費用がかかることが考えられるので、今後は現実的で持続可能な管理・運営の方法を模索し、実施していかなければならない。

多様な主体のボランティアと連携した史跡の管理・運営の充実

地域住民をはじめ多様な主体のボランティア参画を促進するシステムを整備し、管理・運営の充実を図る。

国指定史跡にふさわしい史跡の管理・運営の実施

指定範囲が広大であることに留意し、コスト面に配慮した効果的・効率的な管理・運営を行うとともに、来訪者にとって快適性・利便性の高い、国指定史跡にふさわしい適切な管理・運営を行う。

(2) 維持管理の方針

施設管理

建築物、工作物、設備な等については、各施設の有する機能が充分に発揮でき、来訪者が安全、快適に見学、活動ができるように管理する。

清掃等

利用環境の快適性を保つために日常的、定期的な清掃を行う。

植物生管理

地下遺構の保護や景観形成に配慮した適正な管理を行うとともに、四季を感じられ、生き物の生息環境ともなるような緑地の維持に努める。

(3) 管理・運営の現状

史跡であるＡ地区（４頁参照）については、文化財保護法第113条第１項及び第172条第１項の規定により玉東町が管理団体として指定を受けており、「保存のために必要な管理を行う」こととなっている。その内、公園を含む約４割が玉東町によって用地取得が行われており、行政財産（公用財産）として管理されている状況である。この他、両官軍墓地の所有者は財務省であり、国有財産法第５条によれば、その所管に属する各省庁の長が管理しなければならないところであるが、国有財産法第22条第１項第１号の規定に基づき、玉東町が無償貸付を受けており、町が管理者として維持保全の義務を負っている。それ以外の民有地境内地については、各所有者が所有、日常的な管理・運営を行っている。いずれにせよ、管理団体としての玉東町の役割は大きく、規制を受けた土地の管理を行う所有者の負担も大きい。

なお、現在、既設の公園（半高山・吉次峠公園、横平山公園、高月児童公園）は定期的な維持管理を玉東町が行っており、官軍墓地はトイレ等の施設も含め、地元の老人会が自主的な清掃活動を行いながら日常的管理を行っている。しかし、近年では老人会の高齢化、会員減少により清掃活動が継続

不可能になっている地区もあり、今後の持続可能な運営体制構築のためには多様な主体のボランティアの参画できる体制を整えなければいけない。

半高山戦跡等は急斜面地が多いため、土砂の流出を防ぐ目的で、大部分は果樹園地のまま管理を行っている。（その内一部は近年中に整備を行い、町が管理運営を行う予定である。果樹園は町の景観を形成する重要な要素ともなっているため、現状のまま維持管理していくことが望ましいと思われる。しかし、そのほとんどは民有地であり、継続的な営農を行う上で園地改良は不可欠であり若干の土地の改変も伴わざるを得ない。これについては、個々のケースに応じ、地形を損なわないよう十分な配慮を払いながら行っていく。

交通

史跡をつなぐ交通経路等について、史跡自体の適正な保存及び、来訪者の史跡の快適な見学の為に、関係機関と連携調整を密にし、責任ある体制の下での管理・運営を行う。

（4）管理・運営の枠組み

関係法令に基づく管理責任を有すると考えられる管理主体及び管理対象について下表にまとめる。また、具体的な施設の維持管理の状況等について表19にまとめる。

表19 管理主体及び管理対象

管理対象	管理主体	根拠法令
（土地・建物等の）所有者としての管理	当該土地・建物の管理：所有者（財務省、玉東町、民間）	国有財産法 文化財保護法
文化財としての管理	許認可等の法的管理：文化庁 実態管理：管理団体（玉東町）	文化財保護法
公園としての管理	既設公園施設：熊本県、玉東町 新規整備に関わる公園施設：国交省？、熊本県、玉東町（工作物管理者）	都市公園法

所有者としての管理

現在、A 地区の約4割部分において玉東町が所有者となっており、日常的な草刈等の管理業務を地区の協力を得ながら行っている。その他は民有地であり、ほとんどが畑もしくは山林となっている。畑については営農による維持管理が行われている状況である。

文化財としての管理

文化財としての管理は、管理団体として「保存のために必要な管理（保存のために必要な施設、設備などの管理を含む）」を玉東町が行う必要がある。また、文化財保護法第115条に定めるものを含め、“標識、説明板、境界標、覆屋、囲さく等管理のため必要な施設の設置、警火装置、防火施設、護岸施設等の防災施設の設置及び除草、清掃、見廻り等指定物件の保護看守”のほか“屋根の雨漏止、城の石垣又は古墳の封土のくずれ止め等のための応急措置その他応急的又は軽微な復旧に属するもの”が含まれるとされている（「文化財保護法の一部改正について」（昭和29年６月22日文化財保護委員会事務局等通達）。

公園としての管理

現在、史跡地である A 地区の内、半高山・吉次峠戦跡、横平山戦跡の一部が公園として管理され、一般の利用に供されている。公園施設の維持管理については玉東町が行っており、内容については別

表にまとめる。

今後、その他の遺跡も公園地として指定し管理することも視野にいれて管理・運営体制について考慮する必要がある。

この他、半高山・吉次峠戦跡、横平山戦跡が金峰山県立自然公園の普通地域に入っており、その管理については、施設等の管理について設置者が行うものとされている。その他、今後の整備により設置する施設等については協議の上設置し、その管理方法・区分について定める必要がある。

以上、表19でも示すように史跡の管理運営において玉東町が果たすべき役割は大きい。これについては町内における行政各部局の連携を強化することが重要になってくる。また、その他行政機関とも連絡調整を進めながら管理運営の体制を構築してく必要がある。

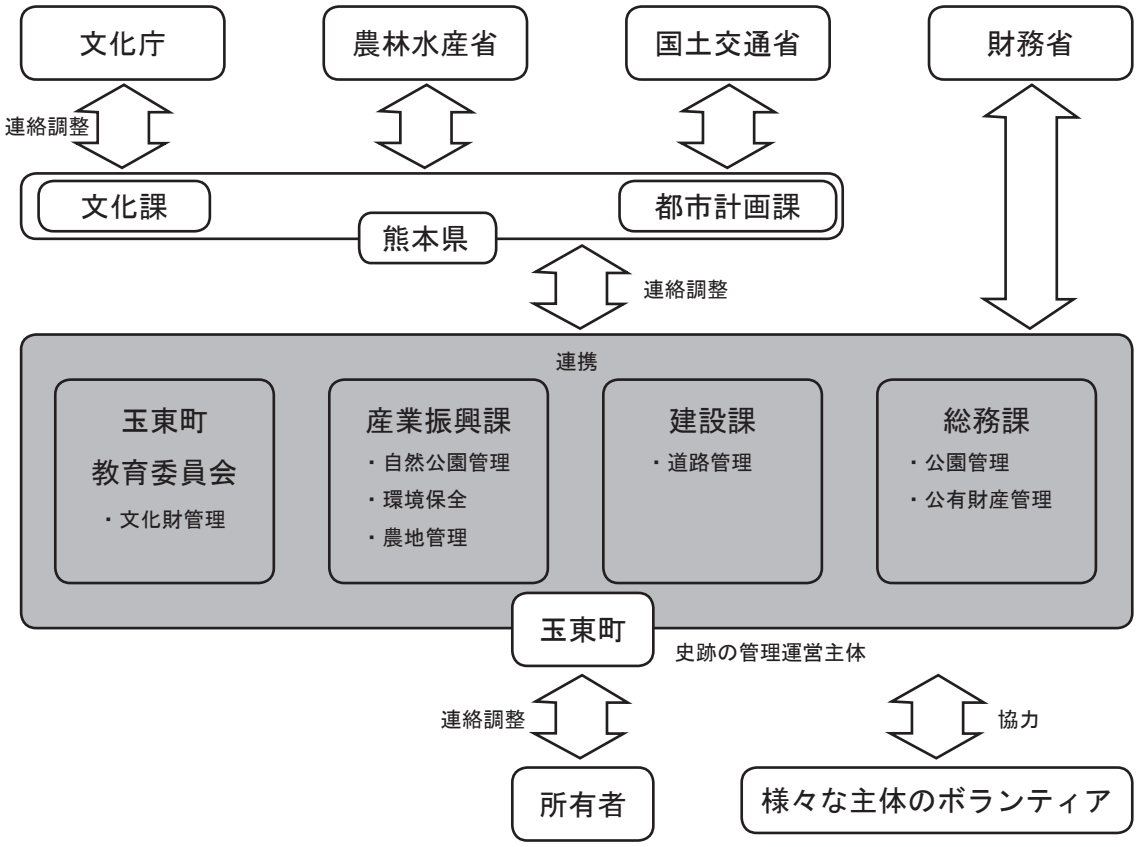

図84 関係機関との連携

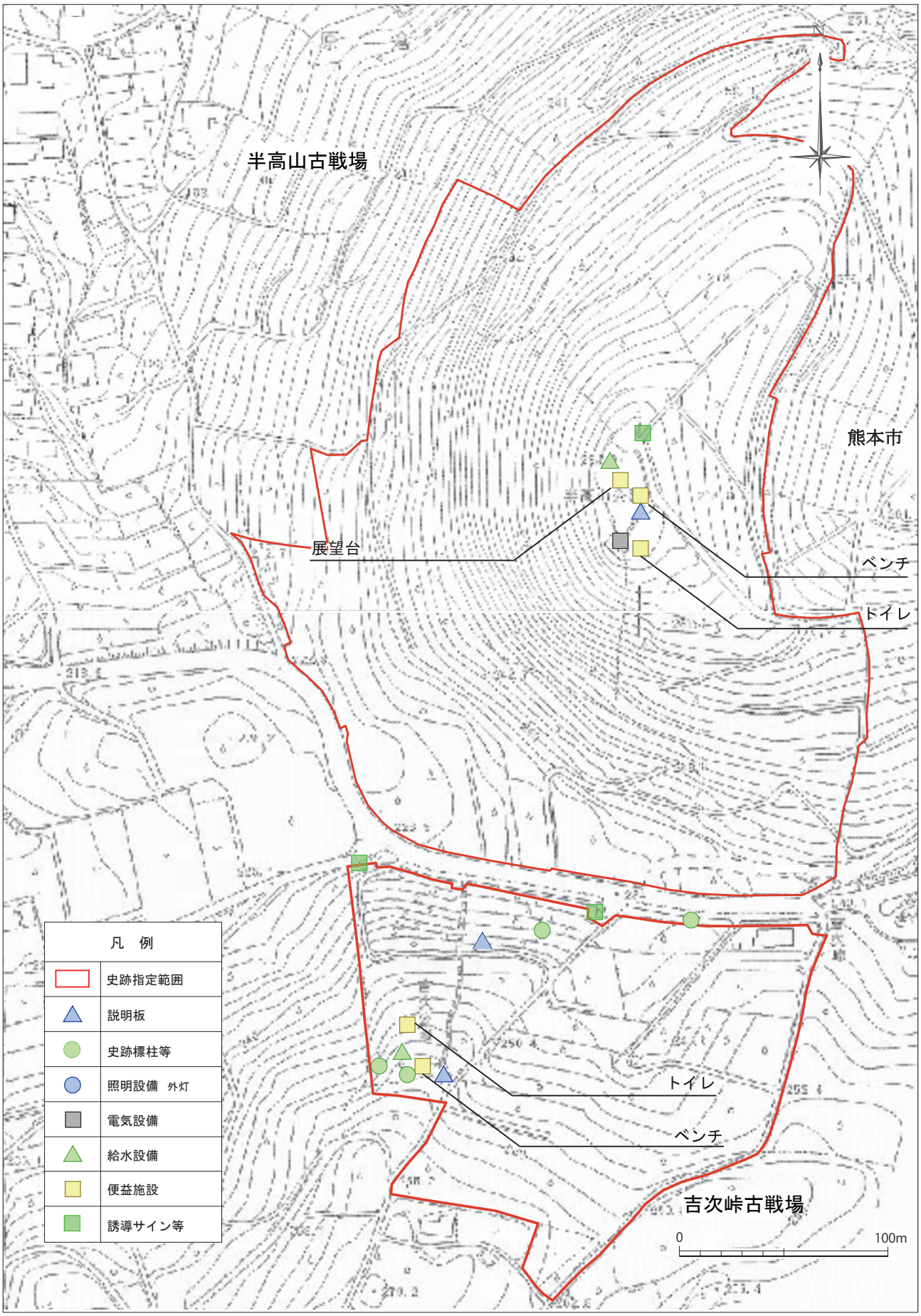

図85 半高山・吉次峠古戦場設備配置図

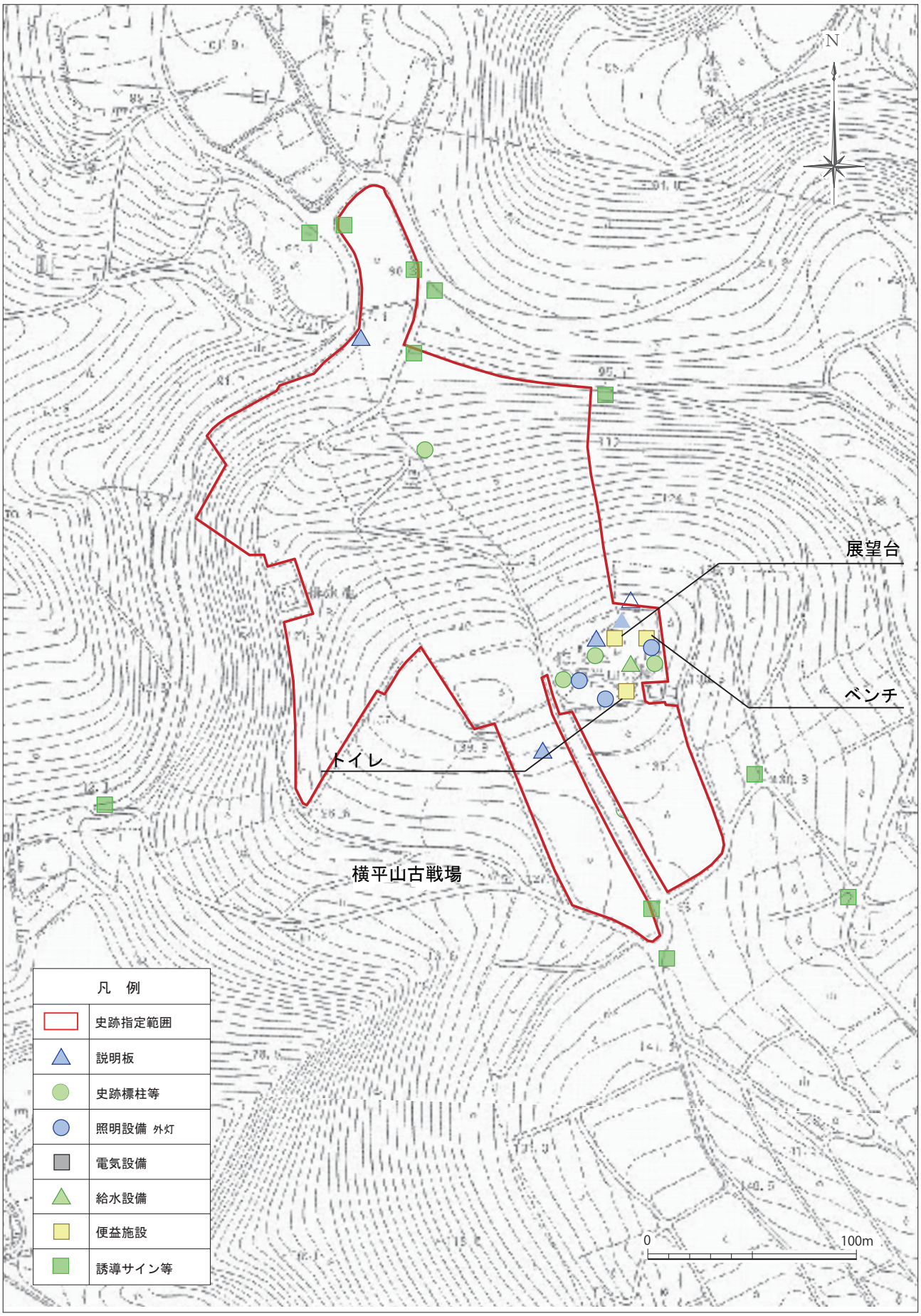

図86 横平山古戦場設備配置図

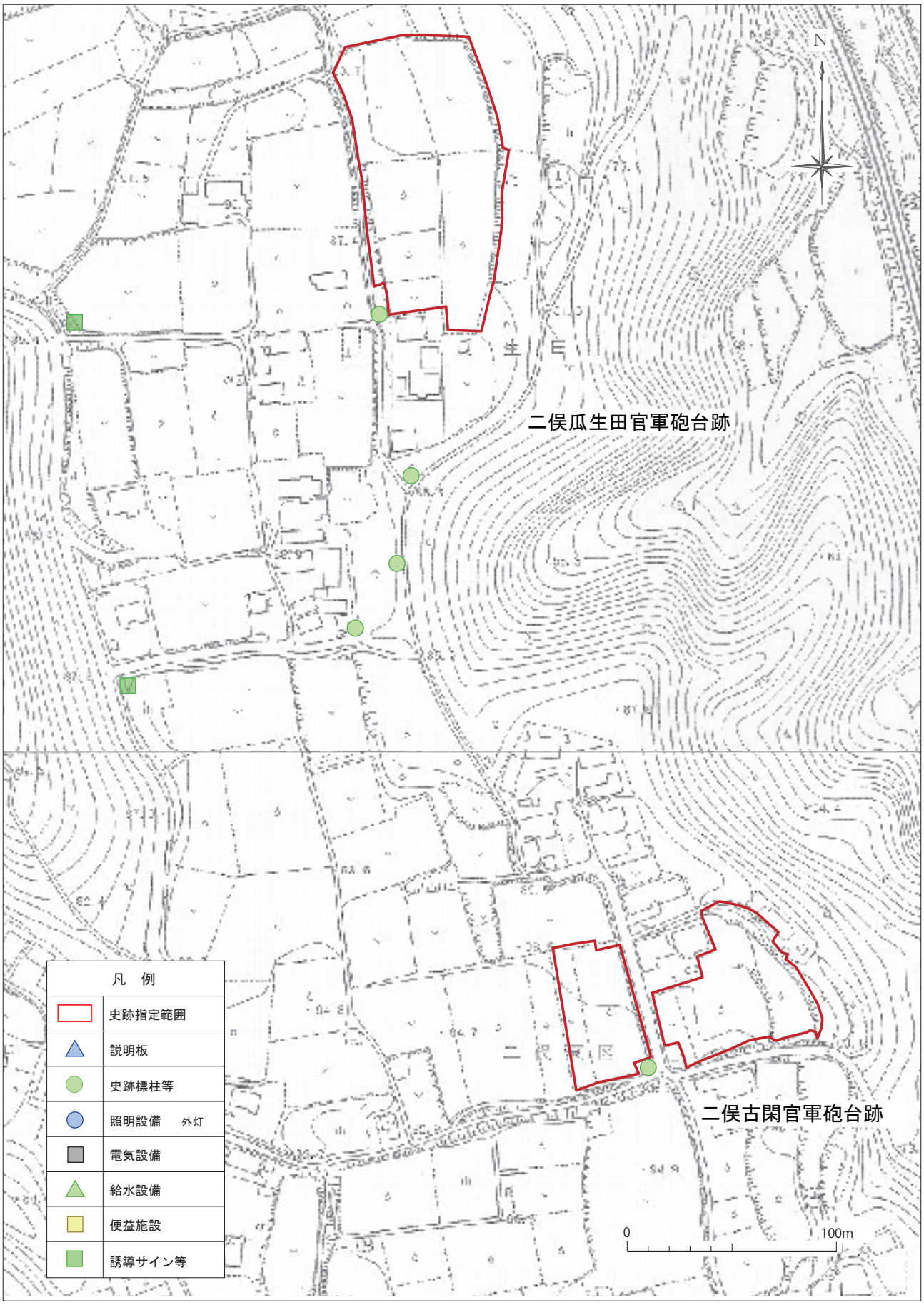

図87 二俣官軍砲台跡設備配置図

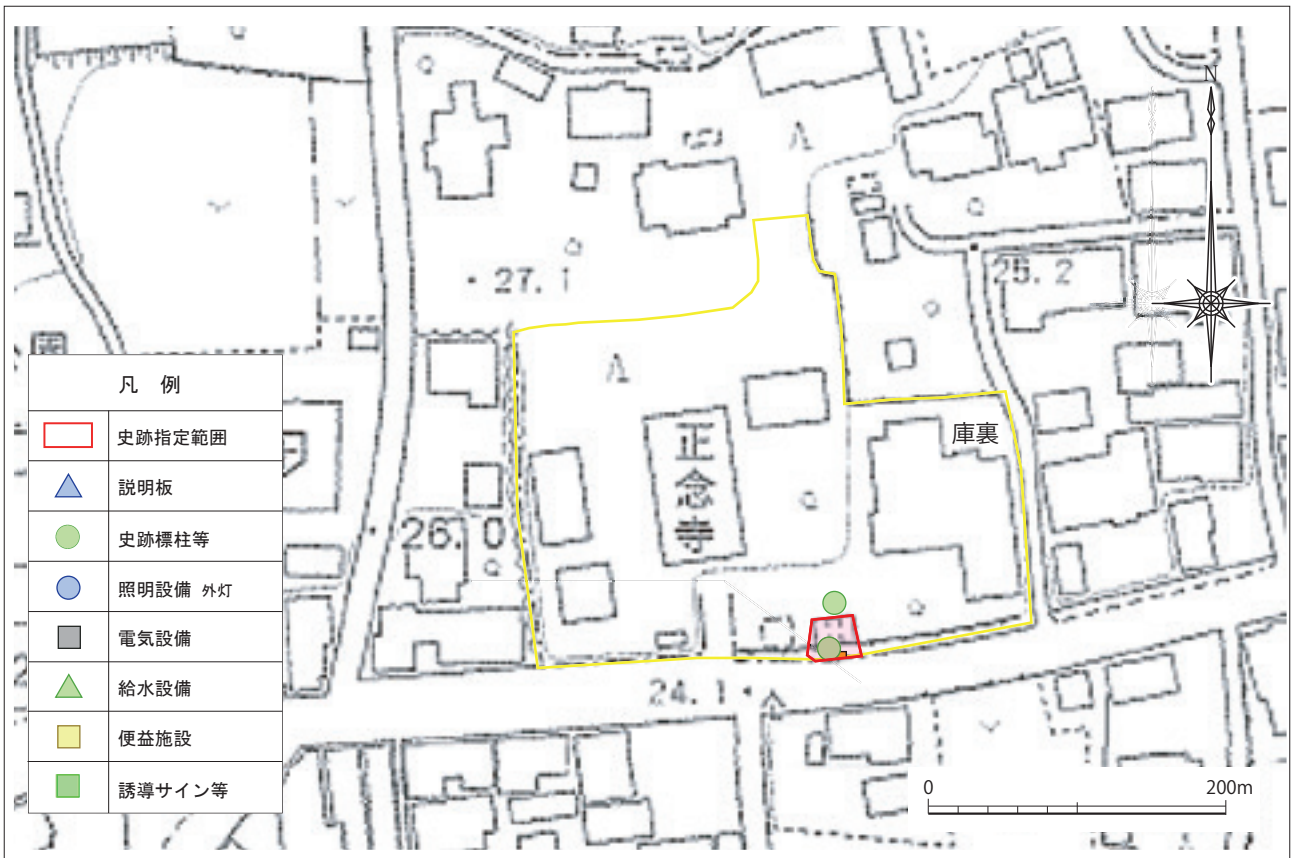

正念寺

高月官軍墓地

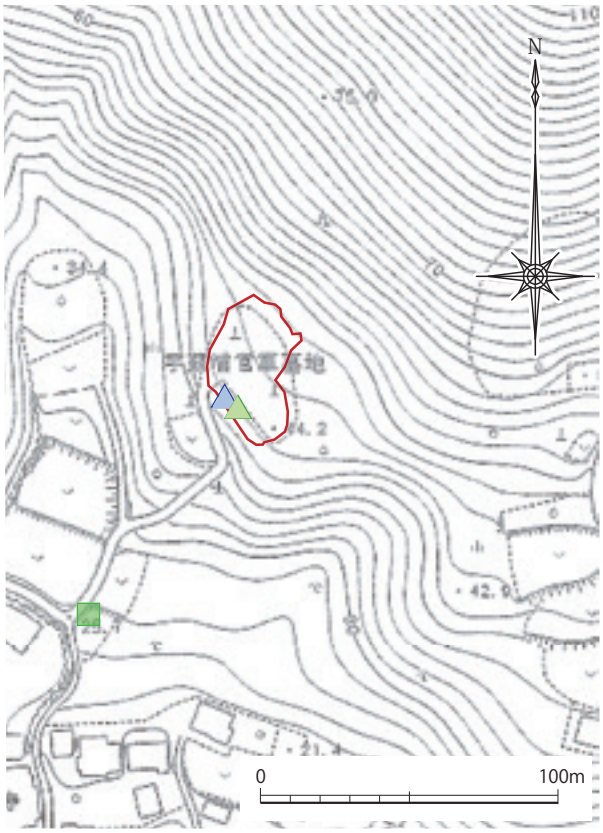

宇蘇浦官軍墓地

図88 正念寺官軍墓地

表20 主要施設の管理項目と管理区分

遺跡名	地　域	施　設	所有形態	所有者としての管理	文化財としての管理	公園施設としての管理	備　考
①半高山・吉次峠古戦場	保存地域		公有地（玉東町）	●植栽樹木の剪定、草刈等	●土地の巡視 ○災害の予防措置 ○災害後の巡視、緊急措置 ○災害箇所の復旧	—	
	多目的広場（新規）	新しい植栽		●植栽樹木の剪定、草刈等	●標柱、説明板、注意札等の設置 ●植栽樹木の剪定、草刈等	●害虫の駆除 ○植栽樹木の剪定、草刈等	原倉東老人会が年３回清掃（６、12、２月）
		広場		●植栽樹木の剪定、草刈等 ●工作物の維持修繕等		●放置車両などの撤去 ○車両などの侵入用の施設の設置	
		トイレ・休憩所		●日常的な清掃 ○浄化槽等設備機器の保守点検	—	●施設の巡視、監視 ●日常的な清掃 ○構築物の維持修繕等	※設置者が管理・補修（未定）
		水路・雨水排水施設		○構築物の維持修繕等	●日常的な清掃	●日常的な清掃	
		園路灯		○構築物の維持修繕等 ●光熱費支払等	—	●清掃等の日常管理 ●光熱費支払等	
		園内電気配線、給排水管等		●設備の維持修繕等	—	●清掃等の日常管理 ○設備の維持修繕等	
		標柱、説明板等		●工作物の維持修繕等	●工作物の維持修繕等	○清掃等の日常管理	
		その他清掃、除草、剪定等		●清掃、除草、剪定等	●清掃、除草、剪定等	●清掃、除草、剪定等	
	既設公園（半高山公園・吉次公園）	広場		●植栽樹木の剪定、草刈等	●土地の巡視 ○災害の予防措置 ○災害後の巡視、緊急措置 ○災害箇所の復旧	●放置車両などの撤去 ○車両などの侵入用の施設の設置	※玉東町（総務課）が日常管理
		トイレ・休憩所		●日常的な清掃 ○浄化槽等設備機器の保守点検	—	●日常的な清掃 ●施設の巡視、監視 ○浄化槽等設備機器の保守点検	※玉東町（総務課）が日常管理・補修 ・半高山トイレ清掃：原倉東老人会が年５回程掃除 便槽容量：約300＆#8467； ・吉次峠トイレ清掃：未実施（撤去予定）
		水路・雨水排水施設		○構築物の維持修繕等	●日常的な清掃	●日常的な清掃	
		園路灯		○構築物の維持修繕等 ●光熱費支払等	—	●清掃等の日常管理 ●光熱費支払等	
		園内電気配線、給排水管等		●設備の維持修繕等	—	●清掃等の日常管理 ○設備の維持修繕等	
		標柱、説明板等		—	●工作物の点検	●工作物の維持修繕等	※熊本県が管理・補修
		展望台		●工作物の維持修繕等 ●清掃等の日常管理	—	●工作物の維持修繕等 ●清掃等の日常管理	※玉東町（総務課）が定期管理・補修
		その他清掃、除草、剪定等		●清掃、除草、剪定等	●清掃、除草、剪定等	●清掃、除草、剪定等	※熊本県と協議中
	果樹園地（吉次公園下）		公有地（玉東町）	●清掃、除草、剪定等 ●害虫の駆除 ○果樹園地としての管理	●清掃、除草、剪定等	●清掃、除草、剪定等 ●害虫の駆除	※玉東町が日常管理（管理委託検討中）
	果樹園地		民有地	●清掃、除草、剪定等 ●害虫の駆除 ○果樹園地としての管理 ○災害の予防措置 ○災害後の巡視、緊急措置	●清掃、除草、剪定等 ●害虫の駆除 ○災害後の巡視、緊急措置 ○災害箇所の復旧	—	
②横平山古戦場	保存地域		民有地	●植栽樹木の剪定、草刈等 ○災害の予防措置	●土地の巡視 ●植栽樹木の剪定、草刈等 ○災害後の巡視、緊急措置 ○災害箇所の復旧	—	
	新規公園（？）	未定	公有地（玉東町）				※玉東町（総務課）が日常管理・補修予定
	既設公園（横平山公園）	広場	公有地（玉東町）	●日常的な清掃	●日常的な清掃	●日常的な清掃	※玉東町（総務課）が日常管理・補修 清掃は園芸振興会に委託 前期：低木１回、刈払機除草２回 後期：高木１回、低木１回刈払機除草１回 ※玉東町（教育委員会）が日常管理 二俣東老人会が不定期でボランティア清掃（補助金有）
		トイレ・休憩所		●日常的な清掃 ○浄化槽等設備機器の保守点検	—	●日常的な清掃 ●施設の巡視、監視 ○浄化槽等設備機器の保守点検	トイレ清掃：二俣東老人会が月３回程掃除 便槽容量：大 約900＆#8467；、小約500＆#8467；
		水路・雨水排水施設		○構築物の維持修繕等	●日常的な清掃	●日常的な清掃	
		園路灯		○構築物の維持修繕等 ●光熱費支払等	—	●清掃等の日常管理 ●光熱費支払等	※玉東町（総務課）が日常管理・補修
		園内電気配線、給排水管等		●設備の維持修繕等	—	●清掃等の日常管理 ○設備の維持修繕等	
		標柱、説明板等		—	●工作物の維持修繕等	●工作物の維持修繕等	※熊本県が管理・補修
		展望台		●工作物の維持修繕等 ●清掃等の日常管理	—	●工作物の維持修繕等 ●清掃等の日常管理	※玉東町（総務課）が日常管理・補修
		その他清掃、除草、剪定等		●清掃、除草、剪定等	●清掃、除草、剪定等	●清掃、除草、剪定等	※熊本県と協議中
	果樹園地		民有地	●清掃、除草、剪定等 ●害虫の駆除 ○果樹園地としての管理 ○災害の予防措置 ○災害後の巡視、緊急措置	●清掃、除草、剪定等 ●害虫の駆除 ○災害後の巡視、緊急措置 ○災害箇所の復旧	—	
③-１二俣瓜生田官軍砲台跡	新規公園（？）	広場	公有地（玉東町）	●日常的な清掃	●日常的な清掃	●日常的な清掃	

遺跡名	地　域	施　設	所有形態	所有者としての管理	文化財としての管理	公園施設としての管理	備　考
③-2 二俣古閑官軍砲台跡	新規公園（？）	広場	公有地（玉東町）	●日常的な清掃	●日常的な清掃	●日常的な清掃	
④ 高月官軍墓地	墓地	標柱、説明板等	財務省	●工作物の維持修繕等	●工作物の維持修繕等	—	※熊本県が管理・補修（建て替えの必要有）
		その他清掃、除草、剪定等		—	●清掃、除草、剪定等 ●日常的な清掃 ●植栽樹木の剪定、草刈等 ○災害の予防措置 ○災害後の巡視、緊急措置 ○災害箇所の復旧	—	※玉東町（社会教育課）が日常管理・補修 高月老人会、土生野絆の会が月１回ボランティア清掃
	既設公園（高月児童公園・指定地外）	広場		●日常的な清掃	●日常的な清掃	●日常的な清掃	※玉東町（総務課）が日常管理 清掃 ①園芸振興会に年間２回委託 前期：低木1回、刈払機除草２回 後期：高木1回、刈払機除草１回 ②高月老人会、土生野絆の会が月１回ボランティア清掃（町から補助金有）
		トイレ		●日常的な清掃 ○浄化槽等設備機器の保守点検	—	●日常的な清掃 ●施設の巡視、監視 ○浄化槽等設備機器の保守点検	※玉東町（総務課）が日常管理・補修 清掃は高月老人会が月２回程掃除 浄化槽：三次処理10人槽
		水路・雨水排水施設		○構築物の維持修繕等	●日常的な清掃	●日常的な清掃	
		園路灯		●設備の維持修繕等		●清掃等の日常管理 ○設備の維持修繕等	※玉東町（総務課）が日常管理・補修
		園内電気配線、給排水管等		●設備の維持修繕等		●清掃等の日常管理 ○設備の維持修繕等	
		休憩所	公有地（玉東町）	●工作物の維持修繕等	●工作物の維持修繕等	●工作物の維持修繕等	
		遊具	財務省	●工作物の維持修繕等	●工作物の維持修繕等	●工作物の維持修繕等	※玉東町（総務課）が定期的に管理・補修
		標柱、説明板等		●工作物の維持修繕等	●工作物の維持修繕等	●工作物の維持修繕等	※熊本県（玉名地域振興局）が定期的に管理・補修
⑤ 宇蘇浦官軍墓地	墓地	標柱、説明板等	財務省	●工作物の維持修繕等	●工作物の維持修繕等	—	※熊本県が管理・補修（建て替えの必要有）
		その他清掃、除草、剪定等		—	●清掃、除草、剪定等 ●日常的な清掃 ●植栽樹木の剪定、草刈等 ○災害の予防措置 ○災害後の巡視、緊急措置 ○災害箇所の復旧	—	※玉東町（社会教育課）が日常管理・補修 揚老人会が月１回ボランティア清掃
	駐車場（指定地外）		公有地（玉東町）	●日常的な清掃 ●植栽樹木の剪定、草刈等	—	●日常的な清掃 ●植栽樹木の剪定、草刈等	※玉東町（総務課）が日常管理・補修
⑥ 正念寺	山門		正念寺	○構築物の維持修繕等 ○災害の予防措置 ○災害後の巡視、緊急措置	●日常的な清掃 ○災害の予防措置 ○災害後の巡視、緊急措置 ○災害箇所の復旧	—	※災害予防の方策を協議予定
九州自然歩道				—	—	○定期的な清掃	※熊本県が管理（協議中）

日常管理
●施設の巡視、監視
●植栽樹木の剪定、草刈等
●展示物（遺構等）の維持管理
●土地の巡視
●日常的な清掃
●標柱、説明板、注意札等の設置
●害虫の駆除
●放置車両などの撤去
●車両などの侵入用の施設の設置

定期管理
○構築物の維持修繕等
○夜間警備
○災害の予防措置
○災害後の巡視、緊急措置
○災害箇所の復旧
○浄化槽等設備機器の保守点検

玉東町が主体
熊本県が主体
民間が主体

第２節　現状変更等の取扱方針及び運用基準

史跡西南戦争遺跡の本質的価値を保護するため、史跡の指定範囲内において現状を変更する行為については、内容の如何を問わず、文化庁長官への申請が必要である（文化財保護法第125条第１項、第168条第１項）。しかし、史跡指定を受ける遺跡は町内７カ所に分散しており、それらの構成要素や想定しうる現状変更は各々異なることから、指定地全域に係る共通基準について示したうえで、それぞれの遺跡の現状変更の取り扱いや運用基準については現況を示しながら個別に示すものとする。

(1) 指定地全体に係る共通基準

① 次の場合は原則として現状変更を認めない。

・遺構の保存に影響を及ぼす行為。

・遺構に達する地形変更。

・史跡の景観を害する行為。

② 現状変更を認める場合は、以下の取扱いを原則とする。

・遺構の保存を前提として実施する。

・史跡の景観を損なうことなく実施する。

・地形変更等を伴う現状変更に際しては、事前の発掘調査を経て、玉東町教育委員会ほか関係機関との調整を図りながら実施する。

・許可後、現状変更の内容及び期間等を変更する場合、または不測の事態に際しては直ちに町教育委員会との協議を図る。

③ その他留意点

・現状変更を行う者は、必ず玉東町教育委員会との事前協議を実施すること。史跡指定地内における行為に関しては「文化財保護法」のほか、「都市公園法」、「道路交通法」等関連する各種法令の範囲内で行う。

・異常災害等に伴う応急措置や緊急対策について、町教育委員会への通知を前提として現状変更等許可申請を要しない。ただし、恒久的措置や大規模な人為的地形変更についてはこの限りではない。

・現状変更の取り扱いについて、私有地や他財産と関わる場合は、地権者や近隣住民等関係者との調整・協議を図るものとする。

・指定地外の地域については現状変更等許可申請を要しないが、西南戦争遺跡に関連する周知の埋蔵文化財包蔵地内で何らかの行為を行う場合は、「文化財保護法」に定める対応が必要である（発掘を伴う場合は、熊本県教育委員会への届出が必要となるため、まずは町教育委員会と事前協議を行うものとする）。

表21 現状変更申請の区分

区分		行為の内容	具体的事例
文化庁への許可申請を必要とする行為	現状を変更する行為 （法施行令第５条４項の規定に基づく現状変更を除く）	・掘削等、土地の形状の変更を行う行為 ・建築物の新築、増築、改築、除去等 ・その他以下（玉東町教育委員会への許可申請）に掲げる以外の現状変更を行う行為	・掘削や盛土を伴う道路 ・水路等の改修 ・家屋の増改築、除去等 ・園地改良（改植） ・史跡整備 ・電柱設置 ・発掘調査
熊本県教育員会への許可申請を必要とする行為	法施行令第５条第４項の規定に基づく現状変更	・土地の掘削、盛土、切土等土地の形状を伴わないもの ・小規模建築物（地下を有しない２階以下の木造または鉄筋造りの建物で、増改築後の面積が120㎡以下）で、三ヶ月以下の権限を限って設置されるものの新築、増築、改築、除去等 ・工作物の設置、改修、除去又は道路の舗装、修繕 ・指定物件の管理に必要な施設の設置、改修、除去 ・埋設されている電線、ガス管、水管、下水道管の改修、除去 ・木竹の伐採	・小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀 ・既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール ・小規模な観測・測定機器 ・木道 ・工事用仮設物の設置等（地上設置） ・標識、解説板、境界標、囲さく等の設置、改修、除去 ・危険木等の幹からの伐採 ・栽培樹木の植え替え（園地改良は除く、新たな掘削を伴わないものであること） ・行事の開催に伴う仮設物（地上設置型ののぼりやテント等）の設置
許可申請不要	維持の措置	・史跡がき損、滅亡している場合において ⑴その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡を史跡当時の現状に復するとき ⑵その拡大を防止するための応急措置 ⑶復旧が明らかに不可能な場合は、当該部分の除去	・土嚢の設置等 ・倒木の除去 ※行為の実施に際しては、関係機関と十分な協議を行う
	非常災害のために必要な応急措置を執る場合	災害が発生した場合、またはその発生が明らかに予測される場合に執られる応急措置	崩落土砂、倒壊した工作物等の除去 ※き損届の提出が必要。その中で具体的な措置の方法や対策について示すこと
	保存への影響が軽微である場合	植栽の維持管理	倒木の除去、樹木の剪定、刈り払い等

(2) 地域区分に基づく個別基準

本計画では、計画対象範囲のうち本質的価値を構成する要素の状況や土地利用の状況という観点から図86～89に示すような地域区分を設定し、下表のとおり現状変更の取扱方針と運用基準を定めるものとする。

表22 現況地域区分による現状変更の取り扱い及び運用基準

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">現況地域区分</th><th colspan="4">現状変更の取り扱い・運用基準</th></tr>
<tr><th>建造物の新築・増築・改築・撤去</th><th>工作物の新設・回収・撤去</th><th>土地の造成・掘削等の改変</th><th>樹木の植栽・伐採・抜根等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">調査済</td><td>調査により遺構が残存していることが明らかである地域。</td><td rowspan="2">原則として認めない。</td><td rowspan="2">原則認めない。但し史跡の理解を助けるための工作物においては事前に関係機関と協議を行い、許可申請を行う。</td><td rowspan="2">原則として認めない。</td><td rowspan="6">本質的価値を損なうものについては原則認めない。但し、管理のために必要なものについては関係機関と協議を行い、許可申請を行う。</td></tr>
<tr><td>原地形が残存していると思われる地域。</td></tr>
<tr><td>調査により原地形が改変されていると判断された地域。</td><td>原則認めない。但し史跡の理解を助けるためのものについては事前に関係機関と協議を行い、許可申請を行う。</td><td>原則認めない。但し史跡の理解を助けるためのものについては事前に関係機関と協議を行い、許可申請を行う。</td><td>現況を損なうものについては原則として認めない。但し以前行われた改変を超えない範囲での改変は認める。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">未調査</td><td>遺構が残存していることが明らかである地域。</td><td rowspan="2">原則として認めない。事前調査を実施し、その結果を関係機関に報告し、協議を行う。</td><td>原則として認めない。</td><td>原則として認めない。</td></tr>
<tr><td>原地形が残存していると思われる地域。</td><td rowspan="2">原則認めない。但し史跡の理解を助けるためのものについては事前に関係機関と協議を行い、許可申請を行う。</td><td>原則認めない。但し管理のために必要なものについては、調査を行い、その結果を関係機関に報告し、協議を行う。</td></tr>
<tr><td>原地形が改変されていることが明らかな地域。</td><td>原則認めない。但し史跡の理解を助けるためのものについては事前に関係機関と協議を行い、許可申請を行う。</td><td>現況を損なうものについは原則として認めない。但し管理のために必要なものについては、調査を行い、その結果を関係機関に報告し、協議を行う。</td></tr>
</table>

・図88～91に対応

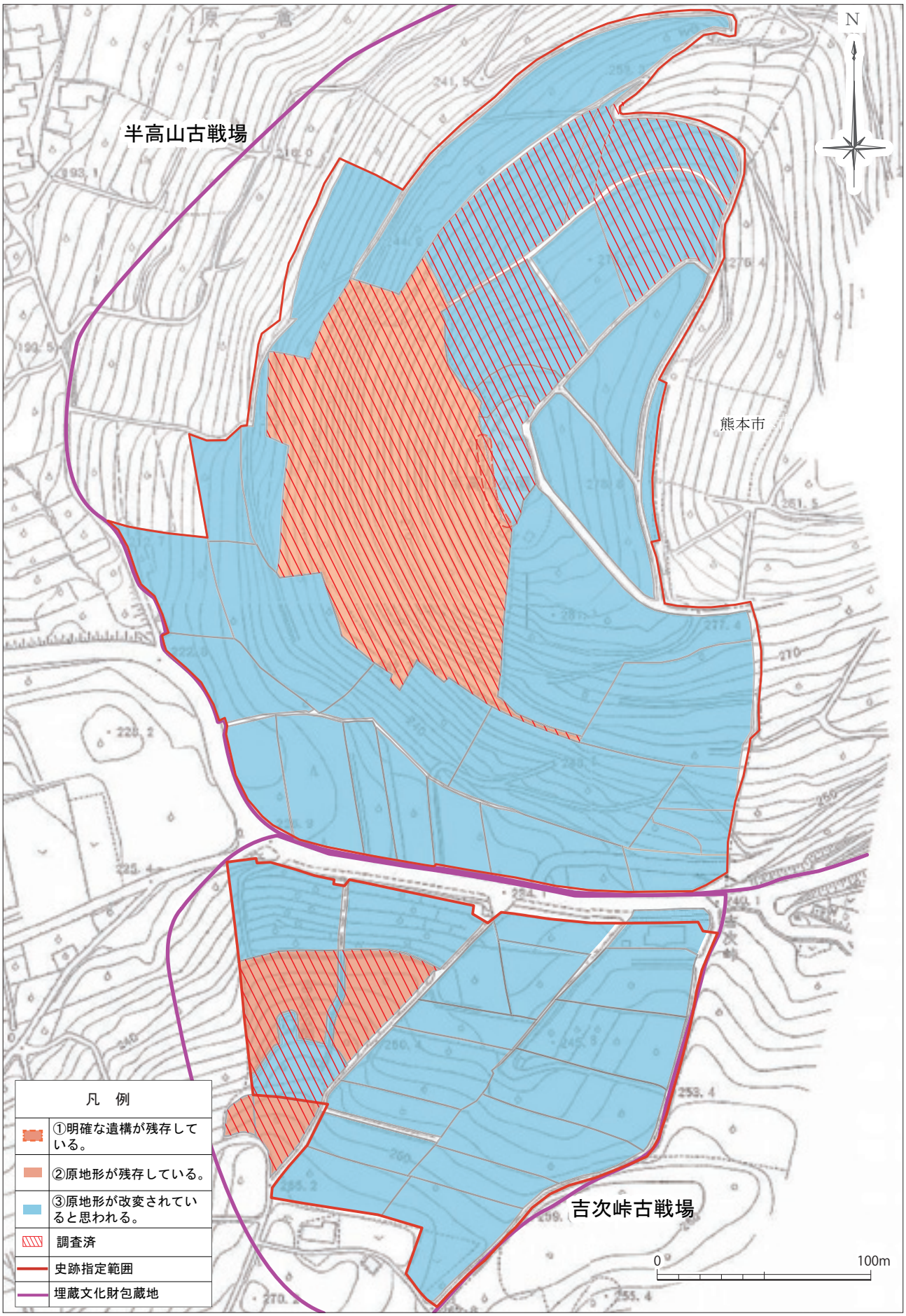

図88 半高山・吉次峠古戦場現況地域区分図

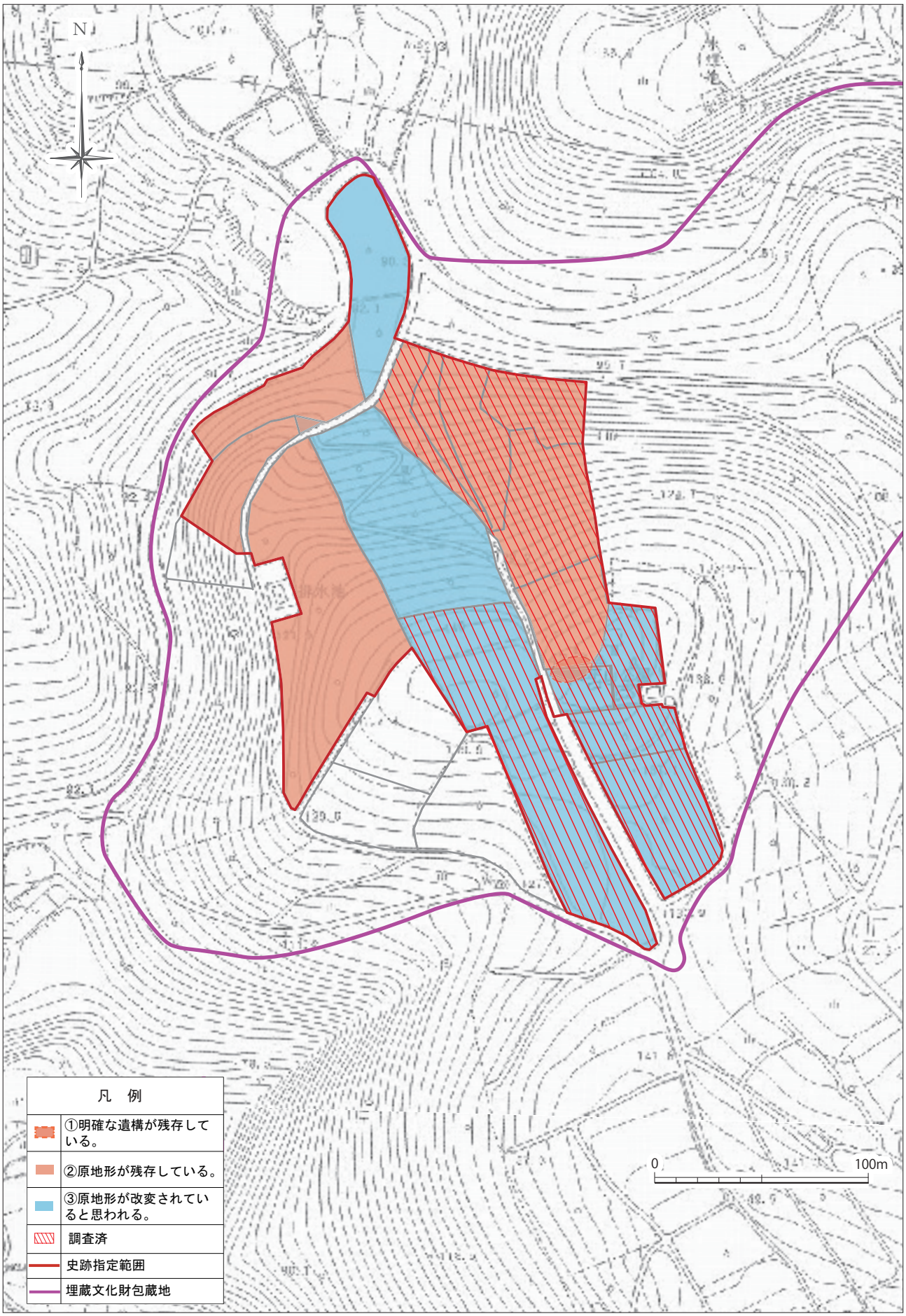

図89 横平山古戦場現況地域区分図

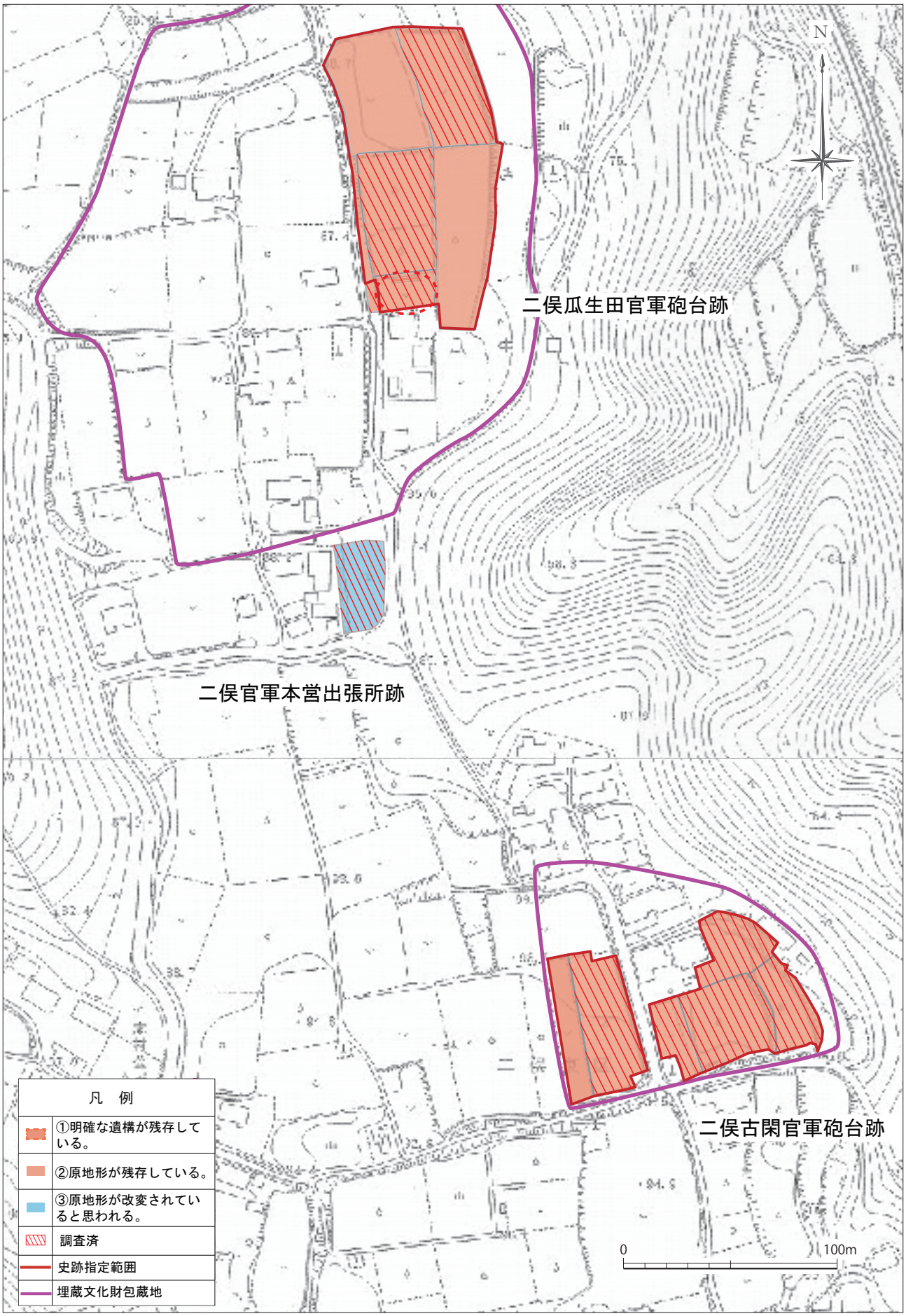

図90　二俣官軍砲台跡現況地域区分図

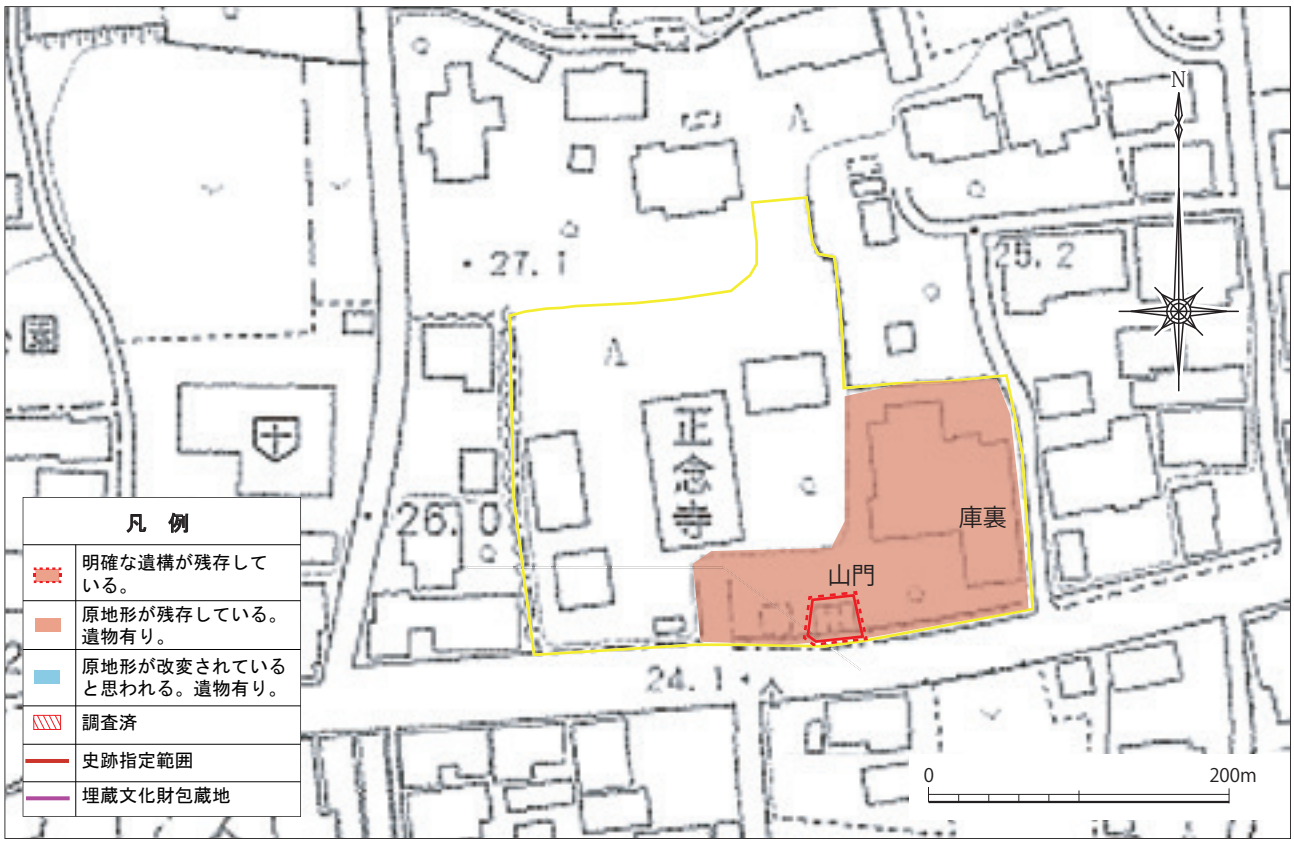

正念寺

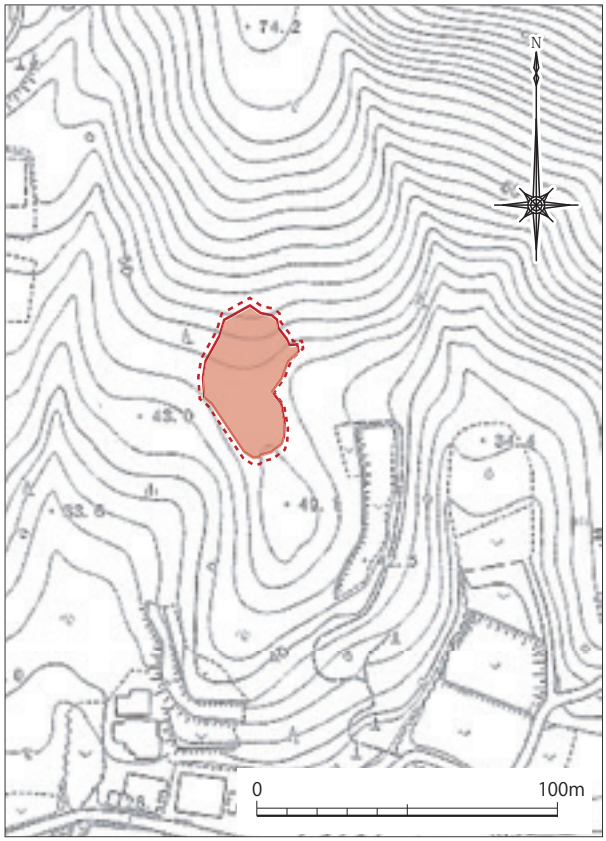

図91 正念寺・高月官軍墓地・宇蘇浦官軍墓地現況地域区分図